

令和5年度 改定

鶴岡市立豊浦中学校 部活動等に関する基本方針

【基本方針改定の趣旨】

本校では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動（支援クラブ）が協力しながら、生徒の健全育成や競技力の向上に大きな成果を収めてきた。また、これまでも県や市校長会のガイドラインを基本に、生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに部活動のねらいの達成をめざし本基本方針が運用されてきた。

令和2年9月に国が示した、学校の部活動改革や少子化に対応した持続可能なスポーツ・文化活動の再構築の観点を受け、鶴岡市では令和3年3月に「鶴岡市における運動・文化部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会」において本市としての改革の方向性を示し、令和5年度より学校教員の指導の下に行われる部活動は月曜から金曜までの平日のみとし、休日は活動を行わないこととした。これを受け、改定された「鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン」（令和5年4月 鶴岡市中学校長会：以下「ガイドライン」）のもと、本方針を改定するものとする。

また本ガイドラインは、国や県、本市の動向を踏まえつつ、本校や本地域の実情に合わせて検討及び見直しを図っていくものである。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動等の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 部活動等の運営について

(1) 部活動等の定義について

本校では、以下の①と②を併せて部活動等と定義する。

- ① 部活動 …中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動
※教員(部顧問)・部活動指導員が、指導・管理にあたる。
※放課後及び長期休業中の平日の活動

- ② 支援クラブ …部活動を支援するために組織した保護者会と校長が委嘱した地域指導者が指導・管理に当たる活動
※教員(部顧問)は、指導に関わらない。
※校長の方針のもと県・市の部活動基本方針、本校の「部活動等ガイドライン」を遵守する。
※休日活動の指導体制による支援も可とする。
※移行期間のみの措置となる。

[注]…地域の社会体育団体が主催するクラブや総合型地域スポーツクラブを除く。

(2) 部活動等の活動について

① 平日の授業日

- ア 平日の授業日(月～金 祝日を除く)を活動日とする。
- イ 活動日は週4日以内とし、休止日を1日以上設ける。
- ウ 朝の活動は行わない。
- エ 活動時間は2時間程度までとする。
- オ 翌日の学校生活を考慮し、19時以降の活動を行わない。

② 休業日(土・日・祝日)

- ア 休業日は部活動を行わない。
- イ 中体連主催事業、中体連主催・共催の大会については、教員(顧問)引率・指導の下、部活動として活動することもできる。
※土日2日間活動した場合は、平日の部活動休止日以外に別の1日を休止日とするなど、生徒の体調に配慮した活動にする。
- ウ 令和5～7年度までの移行期に限り、中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。
※ただし半日程度とする。
- エ 支援クラブで活動する場合も3時間程度の活動を目安とし、1日以上の休養日を確保する。

③ 長期休業日

ア 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定する。

イ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

④ 活動の配慮事項

ア 学校の定期テスト前は、適時活動停止期間を設けるなど、学習に向かわせるよう配慮する。

イ 生徒の地域行事への参加を優先させる。

ウ 安全上の配慮から、管理にあたる者がいないときは活動しない。

エ 学校内での感染症等の流行やその恐れのある時は、活動しない。

オ 活動中の生徒の体調や気象情報等に留意し、活動の中止や中断の決断を的確に行う。

(3) 大会等への参加について

① 中体連主催事業、中体連主催・共催大会以外への参加は、原則、支援クラブまたは地域クラブ等の下で活動する。

② 県外および宿泊を伴う大会等は、あらかじめ学校に伝える。

※届出が必要な場合がある。

2 校長の責務

(1) 「学校の基本方針」を公表し、周知を図る。

(2) 部活動等の活動状況を把握し、適切に指導・助言を行う。

(3) 県外および宿泊を伴う活動については、教育委員会に届け出る。

(4) 情報の共有

① クラブ活動の活動状況の把握に努める。

② 部活動の活動状況についてクラブ活動側への情報提供に努める。

③ テスト期間および感染症の流行等により部活動を停止するときは、その旨をクラブ活動代表者に伝え、活動停止の共通理解を図る。

④ 顧問は、保護者の理解と協力を得るため、部活動等の運営に関する説明を適切に行う。

(5) 「部活動等代表者会」を設置し、適宜開催する。

3 クラブ活動代表者の責務

(1) 活動目的の確認

① クラブ活動が、「部活動を支える活動」であることを全構成員に周知する。

② 「クラブ活動への加入」が強制ではなく任意であることを周知する。

- ③ 生徒の実態を加味し、具体的な目標および活動内容等を設定する。その際、競技成績の向上だけに偏らないよう配慮する。
- (2) 指導方法の共通理解
目的に応じた指導方法について、生徒・保護者・クラブ活動指導者の三者が共通理解を図る。
- (3) 大会や遠征、コンクールへの参加
- ① 各種団体等が主催する大会等への参加については、教育効果や生徒・保護者への負担などを十分に勘案し、部活動顧問と協議及び精査した上で決定する。
- ② 県外及び宿泊を伴う活動については校長に申請し、承認を得る。

部活動についての申し合わせ事項

- 1 活動している部 R5. 4
- ・サッカー部（軽スポーツ部）
 - ・女子バスケットボール部
 - ・ソフトテニス部
 - ・陸上部
 - （・芸術部）
- ※水泳、スキーについては、外部で活動しながら部活動として中体連主催大会に参加可能
- 2 部の廃止についての原則
- (1) 田川総体後、部員不足で新人戦に出場できない場合の選択
- ① 他部への変更
 - ② 希望があれば「暫定存続部活動」として翌4月まで活動を継続可。
 - ③ 双方の希望があれば、田川地区内で合同チームを組んで大会に出場可。
- (2) 新年度の部活動発足時点（4月末）で部員不足（総体・新人戦に単独団体チームとして出場できる人数を確保出来ない）の場合は「活動停止」
- ※ 生徒数の減少により、いったん活動停止となった部活動の復活はない。

豊浦中学校「部活動等」ガイドライン

令和5年度

	部活動（学校・顧問主導）	支援クラブ（保護者会主導）
目的	◎ 心身共に健全な生徒の育成 * 集団の一員としての自覚と責任感や連帯感の涵養 * 心身の鍛錬と、技能・競技力の向上	◎ 部活動の目的達成のための支援
加入	◎ 任意加入	◎ 任意加入
管理と指導	○ 学校（顧問教員・部活動指導員） ・指導は学校委嘱コーチを含む	○ 保護者会と地域指導者（コーチ）が指導・付き添い・管理にあたる。 ※ 顧問教員は地域指導者として登録しない。
活動日・活動時間	・火曜・水曜・金曜の週3日 … 2時間程度 （月・木は活動なし） ・長期休業中の <u>平日</u> … 3時間程度	・部活動に連動する場合（火・水・金） 通年 ～19:00（部活動と併せて2時間程度） ・連動しない場合（木） * 月は行わない 17:00以降、2時間程度 ・土日・休日・長期休業中 … 3時間程度 ※保護者・地域指導者が不在の場合は活動しない。
	<p>・土日・休日等の活動や移動手段などについては県の申し合わせ事項を遵守する。 ♪ 定期テスト前など、部活動を休止する期間については支援クラブも休止する。 ♪ 長期休業中は、部活動・支援クラブ活動併せて生徒の負担過重にならないように計画する。 * 顧問は「月別活動計画表」を前月25日までに校長に提出し、職員室前廊下掲示板に貼り出す。</p>	
休日の活動（土日祝日）	<p>① <u>部活動は行わない。</u> ② <u>支援クラブで休日活動する場合は、土日のどちらかを活動日とする。</u> （※ 3連休の最終日は休止日） ※ 特別の事情で、土・日連続して活動する場合は、直近の活動日を休止日とする。 [注]生徒・保護者の負担過重にならないように、連絡を取り合って調整する。</p>	
活動場所	鶴岡市の施設	
使用料	使用料、照明、暖房等 … 全額免除	照明、暖房費 … 半額免除（使用料は全額免除）
保険	・日本スポーツ振興センター（生徒は全員加入） ・コーチも任意保険へ加入（費用は学校負担）	・任意保険への加入（必須条件） ・地域指導者も任意保険へ加入
経費	・施設・用具・消耗品は学校予算による。 ・個人持ちの用具は個人（保護者）負担	・左記で不足分は支援クラブで負担する。
大会への参加	○ 下記の大会は顧問・部活動指導員が監督を務め、引率・指導・管理にあたる。 ・中体連、中文連主催・共催の大会 ・田川校長会が適当と認める大会	○ 左記以外の大会は、出場の有無を <u>学校（顧問）と協議して決定し、支援クラブで対応する。</u>
強化練習会	○ 中体連主催の強化練習会は、参加を含めて学校（顧問・部活動指導員）が対応してもよい。	○ 左記以外の強化練習会は、実施・参加を含めて支援クラブで対応する。
遠征・合宿	<p>○ 部活動では基本的に行わない。 ○ 校長に事前に相談し、承認を得る。（市教委へ届出が必要） ○ 県外及び泊を伴う遠征や大会は、一年度内3回以内・2泊3日以内とする。 ※遠征とは、泊を伴う練習試合、正式な予選会を経ない任意の大会に参加する場合を指す。</p>	